

子ども会・育成会活動における補助金対象経費の判断例

令和5年9月現在

補助対象に…	用途	具体例	Q&A
ならない	金券	図書券、ギフト券、商品券	▶Q「スポーツ大会で1等賞の子に景品として図書券を渡すのは補助対象か」 →A「金券は景品としてでも補助対象外です」
ならない	寄付・寄贈	赤い羽根募金、災害救援金、神社への初穂料	▶Q「他団体に物品を購入して寄贈するのは補助対象か」→A「補助対象外です」
ならない	人件費	役員報酬、引率してくれた親への謝礼	▶Q「講演会等の講師謝金は補助対象か」→「補助対象です」
ならない	慶弔費	自治会の方へのお香典、ケガした子へのお見舞いのフルーツ代	
ならない	記念品（子ども会活動を伴わず、配布のみ行うようなもの）	卒業記念品、入学記念品	▶Q「子ども会に在席している子に一律に卒業記念品としてボールペンをあげるのは補助対象か」 →A「補助対象外です」 ▶Q「遊園地でお土産にお菓子を購入するのは補助対象か」→A「補助対象外です」
なる	景品	事業の参加賞、ビンゴゲーム大会の景品、ボウリング大会の賞品、メダル、クリスマスのプレゼント交換費用	▶Q「活動に参加した子におもちゃやお菓子等を渡すのは補助対象か」→A「参加賞と同じく補助対象です」
ならない	飲食に関する経費（子ども会事業に付随しないもの）	飲食が主たる目的の会合や、外食やお弁当代	▶Q「焼き肉店や寿司を食べに行く会は補助対象か」→A「補助対象外です」 ▶Q「水族館へバスで行った際にみんなで外食した」→A「補助対象外です」
なる	飲食に関する経費（子ども会事業に付随するもの）	キャンプや調理実習での食材の材料費や、クリスマス会のケーキやお菓子、スポーツ大会のジュースなどその場で食べるもの	▶Q「バーベキューは補助対象か」→A「野外での体験活動の一環であれば、補助対象です」 ▶Q「大人の分の費用は補助対象か」→A「引率者の分の費用は補助対象です。ただし、アルコールはいかなる状況でも対象外です」
なる	会議出席者のお茶代	お茶、水	
なる	施設利用料	入場料、いちご狩りの入園料、会議室利用料	▶Q「大人の分の費用は補助対象か」→A「引率者の分の費用は補助対象です」
なる	行事が中止となった際、準備していたものを配布	お菓子、景品	▶Q「行事が中止決定された後に新たに購入して配付した場合は補助対象か」→「補助対象外です」

町が補助金を交付する場合には「公益上の必要性」を有していることが条件となります。

また、補助金等の予算執行に関しては、とりわけ公平性及び透明性を確保するように努めることが求められています。

補助金の対象外となるものは、本人負担もしくは子ども会の自主財源（会費、寄付金、繰越金等）で行っていただくこととなります。